

認知症施策の概要について

大綱（R元年1月策定）	法（R6年1月施行）	国計画（R6年12月策定）	県計画（R6年3月策定）
第1 基本的考え方	第一章 目的、基本理念	計画について	現状
	第二章 計画	基本的な方向性	課題
第2 具体的な施策	第三章 基本的施策	基本的施策	取組の基本方針
1 普及啓発・本人発信支援	1 認知症の人に関する国民の理解の増進等	1 認知症の人に関する国民の理解の増進等 ・学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進 ・認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）	認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 （認知症サポーター・認知症子どもサポーター・職域サポーター・キャリアメントの養成、認知症メモリーウォーク等の支援、世界アルツハイマー・月間における普及啓発活動など） 本人やその家族への支援と本人発信支援 （ちばルンズ大使や本人等による普及活動の支援など）
2 予防	2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ・認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進） ・事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定	認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 （チームルンズの実施促進、認知症見守りSOSネットワークの構築促進、認知症ヘルプカードの利用推進など）
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	3 認知症の人の社会参加の機会の確保等	3 認知症の人の社会参加の機会の確保等 ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進） ・認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進） ・多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等	本人やその家族への支援と本人発信支援 （認知症カフェの普及、ちばルンズ大使や本人等による普及活動の支援など） 若年性認知症施策の推進 （若年性認知症対策の総合的な推進（自立支援ネットワーク会議含む）、若年性認知症コーディネーターの広域的な活動の推進、本人・家族等の交流会やつどいの拡充）
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定） ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供	認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 （日常生活自立支援事業、成年後見制度の推進、認知症の人の意思決定支援ガイドラインの普及、認知症ケアパスの活用推進など）
5 研究開発・産業促進・国際展開	5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 ・専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実） ・保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置） ・人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）	早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 （認知症疾患医療センターの設置、認知症初期集中支援チームの体制整備促進など） 認知症支援に携わる人材の養成 （認知症サポーター医の養成、看護職員等認知症対応力向上の推進、認知症介護実践研修の実施など）
	6 相談体制の整備等	6 相談体制の整備等 ・認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備） ・認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）	早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 （認知症疾患医療センターの設置【再掲】、認知症初期集中支援チームの体制整備促進など【再掲】） 本人やその家族への支援と本人発信支援 （認知症相談コールセンターの運営、家族交流会や若年・本人のつどい等の拡充など） 若年性認知症施策の推進 （若年性認知症コーディネーターの広域的な活動の推進（相談支援含む）など【再掲】）
	7 研究等の推進等	7 研究等の推進等 ・予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及 ・社会参加の在り方、共生のための社会環境整備 その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボ	

		ット・ICT等の開発・普及の支援)	
	8 認知症の予防等	8 認知症の予防等 ・科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集 ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備(早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立)	認知症予防の推進 (自立支援、介護予防及び重度化防止に関する市町村への支援、認知症予防の普及啓発など)
	9 認知症施策の策定に必要な調査の実施	9 認知症施策の策定に必要な調査の実施 ・若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究	
	10 多様な主体の連携	10 多様な主体の連携 ・かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進	早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 (認知症専門職における多職種協働支援体制の構築、千葉県ホスピタル連携の普及、認知症地域推進員の活動充実促進) 認知症支援に携わる人材の養成 (認知症の職域別人材の養成など) 若年性認知症施策の推進 (若年性認知症対策の総合的な推進(自立支援ネットワーク会議含む)【再掲】)
	11 地方公共団体に対する支援	11 地方公共団体に対する支援 ・地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援	
	12 国際協力	12 国際協力 ・外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信	認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 (世界アルツハイマーデー・月間における普及啓発活動【再掲】)
	第四章 認知症施策推進本部	重点目標等	
		推進体制等	